

事務連絡
令和8年3月18日

指定介護保険サービス事業者
指定第1号事業者 各位

三浦市保健福祉部高齢介護課

令和8年度介護職員等処遇改善計画書等の提出について（通知）

日頃から、本市介護保険事業の円滑な運営に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

このことについて、介護職員等処遇改善加算（以下「加算」という。）の算定を受けようとする三浦市指定介護保険サービス事業者及び第1号事業者は、三浦市長に対し計画書等の提出を行う必要があります。

なお、令和7年度に加算の算定を受けている事業所が、令和8年度においても引き続き加算の算定を希望する場合であっても、令和8年度分の計画書等の届出が必要です。

つきましては、届出の受付を次のとおり行いますので、該当する事業者におかれましては、必要な手続をお願いします。

1 提出期限及び提出書類

別紙1「令和8年度介護職員等処遇改善計画書等提出書類一覧」のとおり

2 提出先

〒238-0298 三浦市城山町1番1号 三浦市保健福祉部高齢介護課

3 その他

厚生労働省発出「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和8年度分）」に考え方や要件が示されていますので必ず確認をしてください。

※注意事項

- 他自治体所在の事業所であっても、三浦市の指定による地域密着型サービスや第1号事業を実施している場合は、三浦市にも計画書等の提出が必要です。

（事務担当）

三浦市保健福祉部高齢介護課

電話：046-882-1111 内線 354・364

別紙1

【令和8年度介護職員等処遇改善計画書等提出書類一覧】

No.	名 称	提出条件	提出期限	備 考
1	処遇改善計画書（別紙様式2）	必須	令和8年4月15日 （令和8年4月、5月から 加算を算定する場合。） ※当日消印有効（以下同じ）	令和8年4月及び5月分は処遇改善加算を算定しない事業者が、令和8年6月以降に処遇改善加算を算定する場合、令和8年6月15日※ その他年度途中から算定する場合の提出期限は算定する前々月末。
2	介護給付費（介護予防・日常生活支援総合事業費）算定に係る体制状況等に関する届出書及び一覧表	該当する場合	令和8年4月15日 （令和8年4月、5月から 加算を変更（新規算定）する 場合。）	令和8年度算定区分について、令和7年度算定区分から変更（新規算定含む）をする場合は必要。該当する事業所及びサービスごとに提出。 令和8年6月以降に算定する場合、令和8年6月15日。
3	変更に係る届出書（別紙様式4）	該当する場合	変更前月15日まで（（介護予防）認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設は、算定を開始する月の1日）。	既に届け出た内容を変更する場合。
4	特別な事情に係る届出書（別紙様式5）	該当する場合		賃金水準を引き下げた上で加算を算定する場合のみ処遇改善計画書に添付。

※居宅介護支援、介護予防支援事業所等新規に算定する事業所が所属する事業者であって、従前より他の介護保険サービス等で処遇改善加算を算定している場合で、新たに居宅介護支援、介護予防支援等で処遇改善加算を算定する場合の処遇改善計画書の提出期限は、令和8年4月15日です。